

ETC カードレンタルサービスに関する注意事項

1) ETC カードのレンタル期間中は、ETC システム利用時の注意事項を遵守し、ETC カードを使用・管理してください。ETC カードのレンタル期間中に第三者が使用された通行料につきましても、お客さまにお支払いいただきます。

2) 通行料は、ETC カードの IC チップに記録された料金（料金所の料金表示器に表示された料金）をもとに全額お支払いいただきます。特例（通行止め時の乗り継ぎ料金調整や、一部道路会社の割引サービスなど）は、当カードのご利用では適用外とさせていただきます。

3) レンタカー返却後に、通行料の不足・未払い分が発生した場合、不足・未払い分の通行料を追加でお支払いいただきます。

<不足・未払いが生じるケースの一例>

- ・ 申告忘れの通行料が判明した場合
- ・ ETC カードもしくは読み取り機の不具合により、利用履歴・通行料が確認できなかった場合
- ・ 道路会社の事情により、通行料が修正・変更となった場合
- ・ 何らかの理由で通行料の読み取りができない営業所へ返却した場合

4) 万一、ETC カードの紛失または盗難が発生した場合、出発営業所にご連絡ください。（お客さまに故意または重大な過失がない限り、出発営業所へ紛失・盗難のご連絡をいただいた日の翌日以降に使用された通行料につきましては、お客さまのご負担といたしません）

5) ETC カードを紛失、盗難、または使用・管理上の落ち度により棄損、変形された場合、カード賠償金として 3,000 円をお支払いいただきます。

6) ETC カードを紛失、盗難、棄損、変形され、返却営業所にて利用履歴・通行料が確認できない場合は、預り金として 10,000 円をお支払いいただきます。後日、道路会社から弊社に請求が来た時点で預り金に過不足が発生した場合は、別途ご返金・ご請求させていただきます。

7) 道路会社から ETC カード利用の運転者についての問い合わせが入った場合（レンタル終了後も含む）、お客さまにご連絡をさせていただく場合がございます。

8) レンタカーの利用予定期間が終了したにもかかわらず ETC カードのご返却がない場合は、お客さまがレンタル中の ETC カードの無効通知を道路会社に発信いたします。

9) 弊社は、ETC システムの利用により発生した一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負いません。道路会社に直接お問い合わせください。